



# パートナーシップ宣誓制度 利用の手引

調布市

# ○調布市パートナーシップ宣誓制度について

調布市は、基本計画に「人権尊重の社会づくり」を位置づけ、多様な性における人権が尊重され、社会のあらゆる分野で性別等にかかわらず、能力、個性を発揮できる社会の実現に向け取り組んでいます。

あわせて、第5次調布市男女共同参画推進プラン(令和4年度～令和8年度)において、「多様性を認め合う社会づくり」を基本目標の一つに掲げ、一人ひとりの人権の尊重や多様な性における理解の促進に取り組むこととしています。

こうした中、多様な性的指向・性自認の方の生活上の不便の軽減を図り、多様な生き方、暮らし方ができる社会の形成に向け、パートナーシップ関係のおふたりから宣誓・届出があったことを証明する「調布市パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。

## 目次

調布市パートナーシップ宣誓制度について .....	1
利用できる方 .....	2
用語説明について .....	2
宣誓手続の流れ	
手続 .....	3
必要書類 .....	5
通称名の使用 .....	5
宣誓書, 受理証交付後の手続(変更, 再交付, 返還, 取消) .....	6
Q&A .....	7
相談窓口等 .....	8

## ○利用できる方

- ・ おふたり又はいずれか一方が多様な性的指向・性自認であること。
  - ・ 市内に住所を有すること（一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定している場合を含む）
  - ・ 双方が民法に規定する成年（満18歳）に達していること。
  - ・ 婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていないこと。
  - ・ 宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の方とパートナーシップ関係にないこと。
  - ・ 宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方が民法に規定する直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップ関係を前提とした養子縁組による場合は除きます。
- 

### ・用語説明について

#### ◆ 多様な性的指向・性自認

自己の性別に関する認識が出生時に判定された性と一致しない、又は自己の恋愛、性愛の対象となる性別が異性に限らない方をいいます。

#### ◆ パートナーシップ関係

おふたり又はいずれか一方が多様な性的指向・性自認で、そのおふたりが人生のパートナーとしてお互いの人権を尊重し、日常の生活において常に協力し合うことを約束した関係をいいます。

# ○宣誓手続の流れ

## 【手続】

### 1 電話またはメールで宣誓の日時を予約

「多様性社会・男女共同参画推進課」にご連絡のうえ、調布市男女共同参画推進センターにおふたりで来所し宣誓できる日を予約してください。

#### ◆ 多様性社会・男女共同参画推進課

TEL:042-443-1213

mail:danjyo@city.chofu.lg.jp

〒182-0022

調布市国領町2-5-15コクティ―3階

調布市男女共同参画推進センター

(市民プラザあくろす内)

※京王線「国領」駅下車徒歩1分

受付時間 8:30～17:00

(土日祝日, 休館日, 年末年始除く)

### 2 予約日に来所し, 署名したうえで宣誓・届出

予約日に調布市男女共同参画推進センターにおふたりで来所し、「調布市パートナーシップ宣誓書」に署名し, パートナーシップ宣誓をしていただきます。その際, 届出書と必要書類を提出していただきます。なお, 宣誓書と届出書は, 当日お渡しします。

(次ページ)

### 3 宣誓書，受理証の交付

提出された書類を確認のうえ、「調布市パートナーシップ宣誓書」と「調布市パートナーシップ宣誓受理証」を交付します。確認には10日間ほど時間を要し、郵送で交付します。

#### 交付書類＜サンプル＞

- ※ デザインは変わることがあります。
- ※ 受理証は複数のデザインがあり、選択できます。

調布市パートナーシップ宣誓書

私たちは、調布市パートナーシップ宣誓制度の実施に関する要綱に基づくパートナーシップ関係にあることを、ここに宣誓します。

令和 年 月 日

氏 名 (通称名)	氏 名 (通称名)
住 所	住 所

宣誓書 ※A4サイズ

調布市パートナーシップ宣誓受理証

宣誓日 令和5年3月15日

おふたりが調布市パートナーシップ宣誓制度の実施に関する要綱に基づく宣誓をした旨、ここに証明します。

氏 名 調布 太郎 様	男女 次郎 様
住 所 調布市小島町2-35-1	調布市国領町2-5-15
CHOFU 801	DNJYO 302

令和5年3月25日

調布市長 長友貴樹

**見本**

受理証(表) ※カードサイズ

○調布市は、多様な生き方・暮らし方ができる社会の実現を目指しています。

○本受理証の提示があったときは、調布市パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分に御理解いただきますようお願いいたします。

特記事項

文書番号

**見本**

受理証(裏) ※カードサイズ

## 【必要書類】

□ 調布市パートナーシップ宣誓書, 届出書(正・副)

※ 届出日に男女共同参画推進センターにてお渡しし, 署名していただきます。

□ 住民票の写し(それぞれの住所が分かるもの各1通, 発行日から3箇月以内のもの)

□ 婚姻をしていないことがわかる書類(戸籍抄本, 独身証明書など)

※ 外国語で記載されてる場合は, 日本語の説明を添付してください。

□ 本人確認書類

※ 届出日に, マイナンバーカード, 運転免許証など顔写真付きのもので本人確認をします。写真付きのものがない場合には, 別途ご相談ください。

---

## 【通称名の使用】

ご希望により, 宣誓書や受理証に通称名を表記することができます。宣誓・届出の際に, ご相談ください。



## ○宣誓書，受理証交付後の手続

### ◆ 変更

宣誓時の届出内容（氏名（通称名），住所等）に変更があった場合には，変更届をご提出ください。

### ◆ 再交付

交付された受理証を紛失・汚損などした場合は，再交付申請により再交付します。

### ◆ 返還

以下のいずれかに該当する場合の返還届出書をご提出ください。

- ・パートナーシップ関係の解消や死亡等により要件を満たさなくなった場合
- ・2ページの「利用できる方」の項目に該当しなくなった場合

※ 一方の方からのみ返還があった場合，そのパートナーに連絡いたします。

### ◆ 取消

虚偽など不正な手段で宣誓書，受理証の交付を受けた場合や，不正に使用した場合は，受理証を取り消します。

取消があった場合には，宣誓書と受理証（2枚）を返還していただきます。返還されない場合には，受理証の番号を市のホームページに掲載します。

## ○ Q & A

### Q パートナーシップ宣誓と婚姻の違いは？

A. 調布市パートナーシップ宣誓制度は、パートナーシップ関係にあることを宣誓・届出されたおふたりに対し、要綱に基づき、市が届出を受理したことを証明するもので、法的な効力は生じません。

本制度導入を契機として、性の多様性に関する理解促進を図り、日常生活の中で生きづらさを感じている方々に寄り添い、誰もが自分らしく暮らすことができる社会づくりに取り組んで参ります。

### Q 戸籍や住民票の記載は変わりますか？

A. パートナーシップ宣誓によって、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

### Q プライバシーは守られますか？

A. 宣誓は、原則として個室で行います。なお、職員には、守秘義務が課されています。

### Q 費用はかかりますか？

A. 宣誓書、受理証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓書、受理証交付に必要な書類（住民票の写し、戸籍抄本、独身証明書等）の発行手数料等は自己負担となります。

### Q 郵送や代理人による届出はできますか？

A. ご本人確認し、職員の面前で宣誓していただきますので、代理人による届出、郵送による届出はできません。

### Q メールアドレスはどのように使用しますか？

A. 制度についての情報提供や困りごとの把握、変更等の届出漏れ防止に向けたご案内のための定期的な連絡に使用します。

### Q 事実婚でも制度を利用できますか？

A. 多様な性的指向・性自認の方を含むおふたりを対象としており、要件を満たさないおふたりの事実婚への利用はできません。

### Q 受理証はどういったサービスに活用できますか？

A. 行政サービスに加え、民間事業者による各種サービスへの活用に向け、調整を進めています。詳細は市ホームページをご覧ください。





# ○相談窓口等

## ■調布市パートナーシップ宣誓制度に関するお問合せ

○調布市生活文化スポーツ部 多様性社会・男女共同参画推進課

TEL:042-443-1213 (8:30~17:00 ※土日祝日, 休館日, 年末年始除く)

Mail: danjyo@city.chofu.lg.jp

〒182-0022

東京都調布市国領町2-5-15コクティアー3階 調布市男女共同参画推進センター



◆調布市パートナーシップ宣誓制度サイト



※京王線「国領」駅下車徒歩1分

## ■関連機関の連絡先

○東京都性自認及び性的指向に関する専門相談

TEL:03-3812-3727 (火・金曜日 18:00~22:00)

○東京都人権プラザ

一般相談 TEL:03-6722-0124 / 03-6722-0125

(月~金曜日 9:30~17:30 ※祝日, 年末年始除く)

Mail: Ippan\_soudan@tokyo-jinken.or.jp

法律相談 TEL:03-6722-0124 (面接予約) / 03-6722-0126 (電話相談)

(毎月第4火曜日 13:00~16:00)

○よりそいホットライン(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

TEL:0120-279-338

※ガイダンス後, [4]を押すと「性別や同性愛などに関わる相談」に繋がります。

令和5年3月



調布市